

茨城県内市町村

女性支援（DV 事案）・子ども支援（虐待事案）対応に関する

調査報告書



2021 年 3 月

NPO 法人 ウィメンズネット「らいず」



❀ 目 次 ❀

はじめに	・・・	2
I 女性支援・子ども支援対応に関するアンケート調査結果	・・・	3
1. 女性支援と子ども支援の担当部署	・・・	3
2. 女性支援（DV 事案への対応を含む）の体制	・・・	4
3. 子ども支援（子ども虐待事案への対応を含む）の体制	・・・	6
4. DV 被害者支援、子ども虐待被害者支援に関連する研修について	・・・	8
5. DV や子ども虐待被害者支援についての自由記載	・・・	9
II 聞き取り調査	・・・	10
III まとめ	・・・	11
◆資料 1 関連法令・関係資料等リンク先一覧	・・・	12
◆資料 2 女性支援・子ども支援対応に関するアンケート調査票	・・・	13

I 女性支援・子ども支援対応に関するアンケート調査結果

1. 女性支援と子ども支援の担当部署

女性支援（DV 事案対応を含む）と子ども支援（子ども虐待事案対応を含む）を担当する部署を尋ねた。複数ある場合は、該当する課をすべて記入してもらった。

女性支援（DV 事案対応を含む）と子ども支援（子ども虐待事案対応を含む）を担当する部署が同一である市町村は 24 市町村、異なる市町村は 20 市町村であった（表 1）。

女性支援と DV 事案対応を同一部署で対応している市町村は 33 市町村（75.0%）、基本的には同一部署で対応しているが DV 事案対応では他の部署も担当すると回答した市町村は 8 市町村（18.2%）、別部署で担当と回答した市町村は 3 市町村（6.8%）であった（図 1）。

次に、女性支援と DV 事案への対応を同じ部署で行っているのか、また同様に、子ども支援と子ども虐待事案への対応を同じ部署で行っているのか、を尋ねた。

女性支援と DV 事案対応を同一部署で行っていると回答したのは、33 市町村（75%）、子ども支援と虐待事案対応を同一部署で行っていると回答したのは 37 市町村（84.1%）で、全体の 4 分の 3 以上が、女性支援と DV 事案対応、また、子ども支援と子ども虐待対応を同一部署で行っていることが分かった。

表 1 女性支援と子ども支援担当部署

（単位：市町村，%）

同一部署	異なる部署
24 (54.5%)	20 (45.5%)

※n=44，無回答なし

※複数の部署で担当すると回答した市町村では、同じ部署が一つでもある場合、同一部署とした。

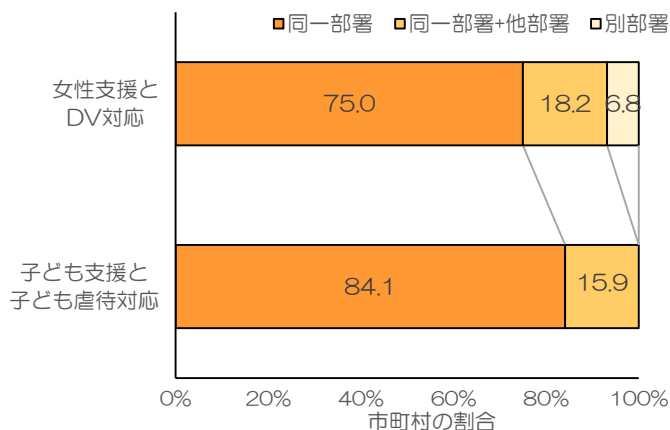


図 1 女性支援と DV 事案対応部署、及び子ども支援と子ども虐待対応部署の重複

表 2 女性支援と DV 事案対応が同一部署の場合の特徴

（単位：市町村，%）

男女共同参画関連部署	福祉関連部署
12 (29.3%)	29 (70.7%)

※n=41，無回答なし

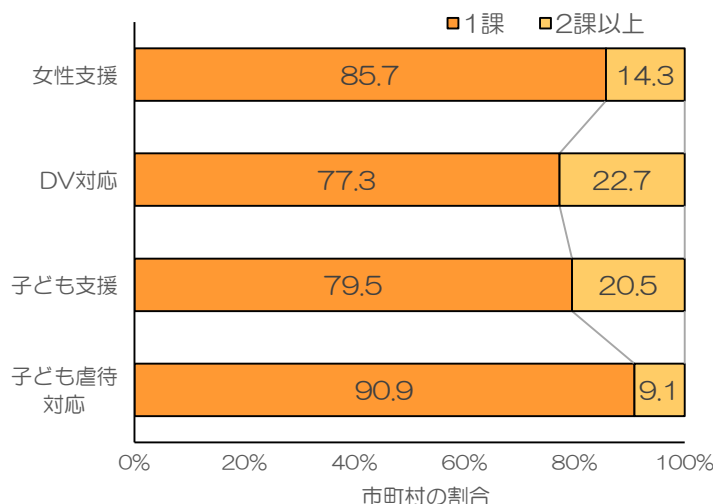


図 2 女性支援・DV 事案対応、子ども支援・子ども虐待事案を担当する部署の数

女性支援と DV 事案対応を同一部署で対応している 33 市町村、及び同一部署と他部署がともに対応していると回答した 8 市町村を合わせた 41 市町村のうち、担当部署が男女共同参画関連部署なのか、福祉関連部署なのかを表 2 に示した。同一部署で対応している市町村 4 分の 3 は、福祉関連部署で対応していることが分かった。

女性支援と DV 事案対応を異なる部署で担当していると回答した 3 市町村のうち、2 つの市町村は、女性支援を男女共同参画関連部署が、DV 事案対応を福祉関連部署が担当している、と回答した。

2 課以上で対応していると回答した市町村では、女性支援・DV 対応には、男女共同参画の部署に加えて、まちづくり、市民協働関連の部署名が見られた。一方、子ども支援・虐待対応には、児童福祉の部署に加え、教育関連の部署が関わる市町村もあった。

女性支援、子ども支援には、「福祉」、「家庭」、「健康」に関連する部署が、横断的に関わっている状況も確認された。

2. 女性支援（DV 事案への対応を含む）の体制

1) 女性支援に関わる基本計画、事業計画、条例等の策定状況

女性支援・DV 事案対応に関連する基本計画、事業計画、条例等を策定しているのは 26 市町村（59%）で、全体の 6 割近くが策定していることが分かった（表 3）。

この 26 市町村のうち、DV に特化した計画を同時に策定しているのは 3 市町村で、そのうち 2 市町村は「虐待・DV 基本計画」、「DV 対策基本計画」を策定し、「配偶者暴力相談支援センター（以下、配暴センター）」を設置している。もう 1 つは、配暴センターは未設置だが、「児童虐待、障害者虐待及び高齢者虐待並びに配偶者からの暴力等の防止に関する条例」を策定していた。

DV に特化した計画を有しないものの、23 市町村は「男女共同参画基本計画」を策定し、その中に、「人権」や「安全な暮らし」等の項目で、女性支援や DV に対する基本方針を含んでいた。

一方で、18 市町村が、女性支援に関わる基本計画や条例等を策定していない、と回答した。

表 3 女性支援・DV 事案対応に関わる基本計画等の策定状況（単位：市町村，%）

策定している	策定していない
26 (59.1%)	18 (40.9%)

※n=44，無回答なし

2) DV 事案を含む女性支援に対応する専門の相談員の配置と人数

DV 事案を含む女性支援に対応する専門の相談員を配置しているかを尋ねた。「配置している」と回答したのが 17 市町村（39%）であったのに対し、「配置していない」と回答したのは 27 市町村（61%）で、専門の相談員の配置が整備されていない自治体が多いことが分かった（表 4）。

さらに、専門の相談員を配置する 17 市町村のうち、専任職員を 1 人以上配置すると回答したのは 5 市町村（30.4%）にとどまり、残り 12 市町村（70.6%）は専任職員としての相談員の配置はなかった（表 5）。

女性相談の専門相談員を配置していても、専任職員で対応している市町村はごく少数で、約 7 割が「非常勤」のみで対応している現状が分かった。非常勤の専門相談員は、2 名以上配置している、と回答した市町村が約 7 割となった。

表 4 女性支援の専門相談員の配置

（単位：市町村，%）

配置している	配置していない
17 (38.6%)	27 (61.4%)

※n=44，無回答なし

表 5 女性支援に対応する専任職員と非常勤職員の配置

（単位：市町村，%）

専任職員と非常勤職員	専任職員のみ	非常勤職員のみ
3 (17.6%)	2 (11.8%)	12 (70.6%)

※n=17，無回答なし

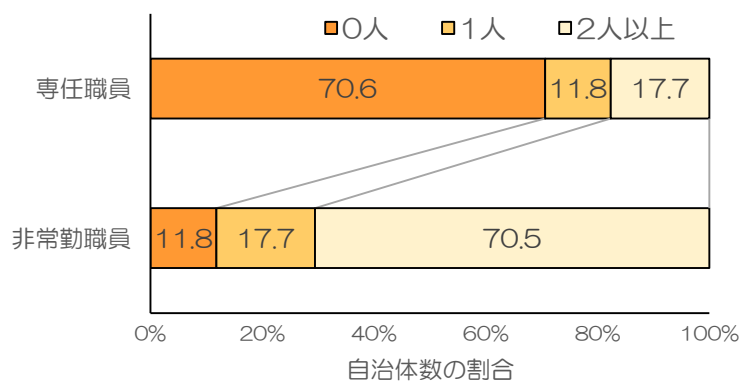


図 3 女性支援専門相談員の専任・非常勤の別、及び相談員の配置数

3) 2020 年度（4 月～11 月）の女性相談と DV 相談の受案件数

2020 年 4 月から 11 月までの 8 か月にわたる女性相談受案件数（延べ数）の市町村平均は 89.95 件、最大値は 1,589 件、最小値は 0 件であった（未回答 4 市町村）。女性相談のうち、DV 相談件数平均は 32.03 件で、最大値は 737 件、最小値は 0 件（未回答 2 市町村）であった。DV 相談件数の実数平均は 11.8 件で、最大値は 198 件、最小値は 0 件（未回答 4 市町村）であった。

最大値が突出しているため平均値が高くなっているが、図 4 が示す通り、女性相談件数、DV 相談件数ともに最多ゾーンは 1～10 件で、女性相談、DV 事案相談ともに 0～20 件以下の市町村が

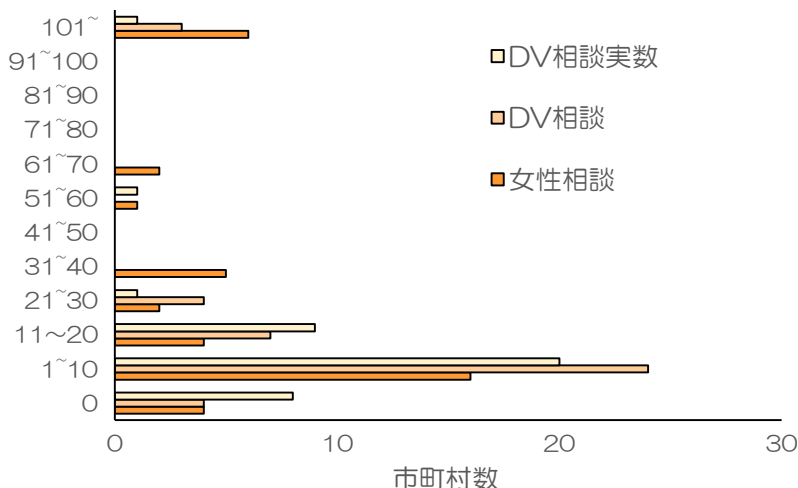


図4 女性相談、DV相談の受理件数、及びDV相談実数の分布

約半数を占めることが分かった。

配暴センターを設置している市町村は、設置していない市町村と比べて受理件数が極めて多く、一方で受理件数をゼロと回答した市町村との差が際立った。

また、DV相談件数と相談実数との値の差が大きく表れたのが15市町村（37.5%）あり、1事案に対して複数回、継続して対応していることが読み取れた（表6）。

表6 DV相談件数と実数の関係

（単位：市町村，%）

DV相談件数が0件	DV相談件数と実数に差なし	DV相談件数と実数に差がある	※左記の15市町村のうちDV相談件数と実数に2倍以上の差がある市町村
4 (10.0%)	21 (52.5%)	15 (37.5%)	9

※n=40，無回答4市町村

4) 配偶者暴力相談支援センターの設置計画

市町村に配暴センターの設置計画の有無を尋ねた。すでに設置している2市町村以外、設置を計画している市町村はゼロだった（表7）。

「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、DV防止法）」では、配暴センターの設置は市町村の努力義務と規定されているが、設置に向けて進んでいない実態が明らかとなった。

表7 配偶者暴力相談支援センターの設置計画

（単位：市町村，%）

ある	ない	設置済み
0 (0%)	41 (95.3%)	2 (4.7%)

※n=44，無回答1市町村

5) 県配偶者暴力相談支援センターにつないだDV事案件数（一時保護を含む）

2020年4月から11月までの8か月の間、市町村から、茨城県配暴センターに一時保護を含めてつないだDV事案の有無を尋ねた。つないだ事案が「1件以上あった」と回答したのは、表8に示す通り17市町村（40%）で、最も多い事案件数は7件（1市町村）、次いで4件（2市町村）、3件（1市町村）、2件（4市町村）、1件（9市町村）であった。

表8 県配暴センターへつないだDV事案件数

（単位：市町村，%）

1件以上	なし
17 (40.5%)	24 (59.5%)

※n=42，無回答2市町村

6) 他県のシェルター・母子生活支援施設につないだDV事案件数

2020年4月から11月までの8か月の間、市町村から他県のシェルター・母子生活支援施設につないだDV事案件数はゼロであった。

7) DV事案として当初に対応しながら、後から子ども虐待事案としても対応した事案件数

2020年4月から11月までの8か月の間、DV事案として当初に対応しながら、後から子ども虐待事案としても対応した事案の有無を尋ねた。「1件以上あった」と回答したのは5市町村（11%）にとどまった（表9）。最も多いケース数は12件（1市町村）、次いで5件（1市町村）、1件（3市町村）だった。

表9 DV事案から子ども虐待対応も行った事案件数

（単位：市町村，%）

1件以上	なし
5 (11.4%)	39 (88.6%)

※n=44，無回答なし

「1件以上あった」と回答した市町村には、どのような対応をとったか聞き取り調査を追加で行った（II 聞き取り調査結果を参照）。

8) DV 事案ケース会議の他部署・他機関の出席を含む開催

2020年4月から11月までの8か月の間に、DV事案に係るケース会議を、他部署・他機関の出席を得て開催したのは12市町村(27%)であった(表10)。ケース会議を開催したが、他部署の出席は得ていないと回答したのは7市町村(16%)で、「開催せず」の25市町村(57%)を合わせると、32市町村(73%)は、DV事案については担当課のみの対応していることが分かった。

DV事案のケース会議を他部署・他機関の出席を得て開催している12市町村に、どのような部署・関係機関が出席したかを尋ねた。結果は表11に示す通りである。

表10 DV事案ケース会議の開催状況
(単位：市町村，%)

開催し、 他部署も参加	開催したが、 他部署参加せず	開催せず
12 (27.3%)	7 (15.9%)	25 (56.8%)

※n=44, 無回答なし

表11 DV事案ケース会議出席した関係機関
複数回答

関係機関名	市町村数
関係庁内	3
教育委員会	2
小中学校	2
保育園や幼稚園	2
管轄保健所・市町村保健センター	2
警察	2
その他(児童相談所, 医療機関, NPO, 転入前の市町村部署)	各1

3. 子ども支援(子ども虐待事案への対応を含む)の体制

1) 子ども支援に関わる基本計画、事業計画、条例等の策定状況

子ども支援・子ども虐待事案対応に関連する基本計画、事業計画、条例等を策定しているのは19市町村(43.2%)だった(表12)。「子育て支援プラン」や「子育て事業計画」のように「子育て」の視点で計画を策定している市町村が多い一方、「虐待・DV対策基本計画」「子どもを虐待から守る条例」「児童虐待、障害者虐待及び高齢者虐待並びに配偶者からの暴力等の防止に関する条例」のように「虐待」に焦点をあてた条例を制定した市町村も見られた。なお、「要保護児童対策地域協議会設置要項」や「児童相談室設置規則」等を制定する場合も、虐待への対応等が示されている点で、条例等を策定している市町村数に含むこととした。

表12 子ども支援・子ども虐待対応に関わる基本計画等の策定状況
(単位：市町村，%)

策定している	策定していない
19 (43.2%)	25 (56.8%)

※n=44, 無回答なし

2) 子ども虐待事案を含む子ども支援に対応する専門の相談員の配置と人数

子ども虐待事案を含む子ども支援に対応する専門の相談員を配置しているか、を尋ねた。「配置している」と回答したのは38市町村(86.4%)であったのに対し、「配置していない」と回答したのは6市町村(13.6%)で、子ども支援については、専門の相談員が配置されている自治体が多いことが分かった(表13)。

表13 子ども支援の専門相談員の配置
(単位：市町村，%)

配置している	配置していない
38 (86.4%)	6 (13.6%)

※n=44, 無回答なし

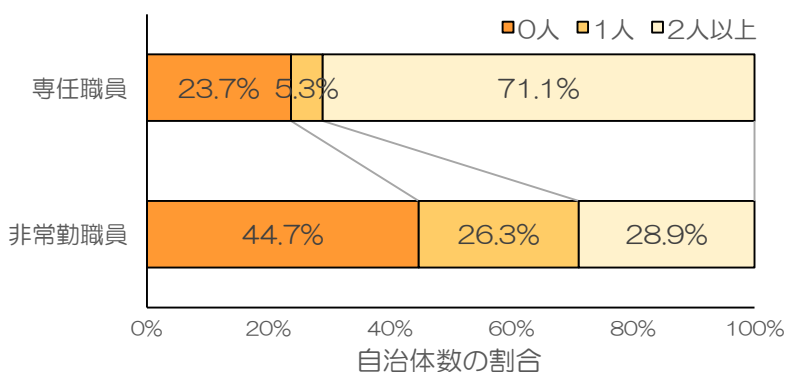


図5 子ども支援専門相談員の専任・非常勤の別、及び相談員の配置数

専任職員の相談員を配置する市町村は、配置しない市町村より多く、専任職員1名体制と2名以上の体制がほぼ同じ割合になっている。

一方、非常勤職員の相談員を配置する市町村は、全体の4分の3を占め、そのほとんどが2名以上の非常勤の相談員を配置していることが分かった(図5)。

専門相談員について、専任職員と非常勤職員の配置割合を示したのが、表 14 である。専任職員のみで対応していると回答したのは 9 市町村（23.7%）あり、女性支援に比べて、子ども支援の相談員として専任職員を配置している市町村の割合が多いことも明らかとなった。

表 14 子ども支援に対応する専任職員と非常勤職員の配置
(単位：市町村，%)

専任職員と非常勤職員	専任職員のみ	非常勤職員のみ
12 (31.6%)	9 (23.7%)	17 (44.7%)

※n=38, 無回答なし

3) 2020 年度（4 月～11 月）の子ども相談と子ども虐待相談の受理件数

2020 年 4 月から 11 月までの 8 か月にわたる子ども支援相談受理件数（延べ数）の平均は 747.3 件、最大値は 7,206 件、最小値は 0 件（未回答 4 市町村）。子ども支援相談のうち、虐待相談件数の平均は 184.7 件で、最大値は 1,523 件、最小値は 0 件（未回答 4 市町村）であった。虐待相談件数の実数の平均は 74.1 件で、最大値は 1,118 件、最小値は 0 件（未回答 7 市町村）であった。

虐待相談の受理件数と虐待相談の実数値の差を表 15 に示す。受理件数と実数に差がみられる市町村は 50%で、受理する事案の半数が、継続して対応されている状況が伺えた。

表 15 虐待相談件数と実数の関係

(単位：市町村，%)

虐待相談件数が 0 件	虐待相談件数と実数に差なし	虐待相談件数と実数に差がある	※左記の 18 市町村のうち虐待相談件数と実数に 2 倍以上の差がある市町村
5 (13.9%)	13 (36.1%)	18 (50.0%)	11

※n=36, 無回答 8 市町村

4) 児童相談所につないだ子ども虐待事案件数

2020 年 4 月から 11 月までの 8 か月の間、市町村から、県児童相談所につないだ虐待事案の有無を尋ねた。つないだ事案が「1 件以上あった」と回答したのは、表 16 に示す通り 37 市町村（78%）で、最も多い事案件数は 10 件（1 市町村）、次いで 9 件（1 市町村）、7 件（2 市町村）、6 件（3 市町村）、5 件（1 市町村）、4 件（2 市町村）、3 件（2 市町村）、2 件（7 市町村）、1 件（11 市町村）であった。

表 16 県児童相談所へつないだ虐待事案件数
(単位：市町村，%)

1 件以上	なし
32 (78.0%)	9 (22.0%)

※n=41, 無回答 3 市町村

5) 子ども虐待事案として当初に対応しながら、後から DV 事案としても対応した事案件数

2020 年 4 月から 11 月までの 8 か月の間、子ども虐待事案として当初に対応しながら、後から DV 事案としても対応した事案の有無を尋ねた。「1 件以上あった」と回答したのは 11 市町村（25.6%）であった（表 17）。最も多いケース数は 3 件（2 市町村）で、次いで 1 件（9 市町村）で、DV から子ども虐待につながった事案件数より多い結果となった。

表 17 子ども虐待事案から DV 対応も行った事案件数
(単位：市町村，%)

1 件以上	なし
11 (25.6%)	32 (74.4%)

※n=43, 無回答 1 市町村

「1 件以上あった」と回答した市町村には、どのような対応をとったか聞き取り調査を追加で行った（II 聞き取り調査結果を参照）。

6) 子ども虐待事案ケース会議の他部署・他機関の出席を含む開催

2020 年 4 月から 11 月までの 8 か月の間に、子ども虐待事案に係るケース会議を、他部署・他機関の出席を得て開催したのは 38 市町村（86.4%）であった（表 18）。ケース会議を開催したが、他部署の出席は得ていないと回答したのは 4 市町村（9.1%）に留まり、「開催せず」と回答したのは 2 市町村（4.5%）であった。子ども虐

表 18 子ども虐待事案ケース会議の開催状況
(単位：市町村，%)

開催し、他部署も参加	開催したが、他部署参加せず	開催せず
38 (86.4%)	4 (9.1%)	2 (4.5%)

※n=44, 無回答なし

待については、ほとんどの市町村が他部署・他機関の出席を得てケース会議を開催している状況が分かった。

DV 事案のケース会議を他部署・他機関の出席を得て開催している 38 市町村に、どのような部署・関係機関が出席したかを尋ねた。結果は表 19 に示す通りである。児童相談所に次いで、保育園など教育機関、医療機関、警察が出席してケース会議を開催している市町村が多いことが分かった。

また、DV 事案に関するケース会議の開催状況と比較すると、子ども虐待事案に対応するケース会議を、外部の関係機関が出席して開催する市町村が圧倒的に多いことも明らかとなった。

表 19 虐待事案ケース会議出席した関係機関
複数回答

関係機関名	市町村数
児童相談所	25
保育園など教育機関	24
医療機関	21
警察	21
関係庁内	15
教育委員会	12
管轄保健所・市町村保健センター	7
障害事業所	6
児童養護施設	4
民生委員	2
保健師	2
その他（家族、消防、児童クラブ、フリースクール、児童家庭支援センター、子育て世代包括支援センター、市民センター、児童委員、乳児院、NPO）	各 1

※1 市町村のみ無回答

4. DV 被害者支援、子ども虐待被害者支援に関連する研修について

女性支援、子ども支援に関連するテーマでの研修機会がどの程度あったかを尋ねた。その結果を表 20 に示す。この結果から、DV 被害者支援の根拠となる法や制度の研修は「全くなかった」「あまりなかった」と合わせて 72.8%と、研修の機会があまり提供されていないことが分かった。一方、DV の特徴や DV 被害者支援については、「まあまああった」「十分あった」と合わせて 59%と、比較的研修の機会が設けられていることが明らかとなった。

子ども虐待に関してみると、支援の根拠となる法や制度の研修は、「まあまああった」が 45.5%、「十分あった」が 13.6%となり、研修の機会が DV 被害者支援に比べて多く提供されていることが分かった。また、子ども虐待の特徴や虐待の被害者支援については、「まあまああった」が 40.9%、「十分あった」が 13.6%となり、根拠となる法制度と同様、研修機会が比較的提供されている状況が分かった。

最後の設問となった、DV や虐待が被害者に与える心理的影響や心理的回復支援に関する研修会については、「全くなかった」と「あまりなかった」が合わせて 55.8%、一方「まあまああった」と「十分にあった」が合わせて 44.2%であった。DV や子ども虐待の被害者支援の充実を図る上で、そうした被害がもたらす心理的影響を理解することは重要で、今後さらに研修の充実が望まれる。

表 20 DV 被害者支援、子ども虐待被害者支援に関連する研修会の機会

(単位：市町村、%)

設 問	1 全くなかった	2 あまりなかった	3 まあまああった	4 十分にあった
① DV 被害者支援の根拠となる法令や基本計画に関すること（DV 防止法、県 DV 基本計画、配偶者暴力相談支援センターの機能、等）	12 (27.3%)	20 (45.5%)	10 (22.7%)	2 (4.5%)
② DV の特徴や DV 被害者への支援に関する基本的な知識について	5 (11.4%)	13 (29.5%)	24 (54.5%)	2 (4.5%)
③ 子ども虐待支援の根拠となる法令や基本計画に関すること（児童虐待防止法、県児童虐待対策基本方針、児童相談所の機能、等）	3 (6.8%)	15 (34.1%)	20 (45.5%)	6 (13.6%)
④ 子ども虐待の特徴や虐待被害者への支援に関する基本的な知識について	3 (6.8%)	17 (38.6%)	18 (40.9%)	6 (13.6%)
⑤ DV や子ども虐待が被害者にもたらす心理的な影響や心理的回復支援に関する知識について	8 (18.6%)	16 (37.2%)	16 (37.2%)	3 (7.0%)

※設問⑤で 1 市町村のみ無回答

研修会の主催機関を尋ねた結果を、表 21 に示す。研修会的主催機関で最も多かったのが県児童相談所で、次いで県女性相談センター（県配偶者暴力相談支援センター）となった。

さらに自身の市町村、「らいず」、県警本部、県青少年家庭課との回答が続いた。

表 21 研修会的主催者

複数回答	
主催機関名	市町村数
県児童相談所	36
県女性相談センター	30
自身の市町村	5
らいず	5
県警本部	4
県青少年家庭課	4
その他（子どもの虹情報研修センター、日立市女性センターらぼーるひたち、発達支援センター、国立女性教育会館）	各 1

※1 市町村のみ無回答

5. DV や子ども虐待被害者支援についての自由記載

アンケート調査の最後に、DV や子ども虐待被害者支援について、日頃から感じていることを自由に記載してもらった。寄せられたコメントは以下の通り。

- DV 被害者と子ども虐待の被害者世帯が重複していることが多く、女性支援の相談員と子ども支援の相談員はどちらの知識も求められるように感じる。
- 今年度は、研修等がオンライン実施になったり、研修の機会が減ったり延期になったりしたため、新任者は対応に苦慮することがあった。
- 避難先、受け入れ先が限られている。
- 住民票を前自治体に置いたまま避難してきた事案の、他部署での連携が必要。
- 要支援者に対して指導や助言を行うが、意識の変化や行動変容させることに苦慮している。
- 要支援者の身近に頼れる人がいない場合が多く、市の子育て施策だけでは主訴解消できない事例が多いため、対策に苦慮している。
- 暴力に関する相談窓口の一元化～女性、子ども、障がい者、老人等対象者の属性による担当分けのない総合的な相談体制の整備。バックグラウンドとなる各法律と虐待や暴力の防止の目的で連携させられるような法整備及び一元対応できる部署の設置。
- 配偶者暴力相談支援センターを支援実績のある NPO などで設置。公設民営の施設を。
- 今年度は DV や子供の虐待は発生していませんが、いつ発生するかわかりません。研修の機会があれば、ぜひ参加し、基本的な知識を身につけておきたいと考えています。

Ⅱ 聴き取り調査

アンケート調査で、DV 事案から子ども虐待事案へ、あるいは虐待事案から DV 事案への対応があったと回答した市町村に、対応例について追加で電話による聴き取り調査を行った。ここに紹介した事例は、個別ケースが特定されないように配慮した。

- 保育園からの通報。子どもの着替えや持ち物からネグレクトが疑われ、母への聞き取りをしていくうちに DV の疑いが浮上。母親本人は暴力について直接話をしなかったが、子の父親である夫について聞き取りをしていくなかで DV 相談につながった。DV については、本人からの訴えがない限り聞き出すことは困難だが、子どもについての聞き取りから、保護者である父、母の子への関わりや家庭環境などが見えてくる場合もある。父と母、別々に話を聞きながら、母親が DV を示唆する場合は DV 相談、来所を勧めるが、本人が話し出さなければ介入は難しい。
- 保育園から子にアザがあるとの通報を受け、子ども支援の担当者が赴く。聞き取りから親の暴力性が疑われ、両親を別々にして、子には虐待担当、母には女性相談員が対応して話を聞く。この面談で母の首にもアザが確認され、そこから DV 被害が認識された。母の逃げたいという意味を確認したので警察へも通報。子どもと共に一時保護手続きを行った。母は、子どもが父に対して怖がっていることは分かっていたが、虐待、暴力と自覚できないままだった。
- 母親から子ども支援の担当課に、子どもにきついことを言ってしまったが虐待にあたるか、相談。担当から、母親に日頃困っていることがないか尋ねると、母親は、夫から子育てについて文句をつけられ怒鳴られることが多いとの話があった。担当からは、大声で怒鳴ることは、モラハラ、言葉の暴力にもなり得るもので、繰り返されて悪化すれば DV に相当すると助言し、DV 相談窓口があることを案内。本人の了解を得て DV 事案担当課にもつなげた。母親は、DV はもっとひどい身体的な暴力しか当てはまらないと思っていたとのことだった。

子育てについて相談に来た母親から DV の話が出なくても、DV に関連する問いを投げかける方向で対応。聞き取りを急ぐと関係性を壊しかねない側面もあるが、子への支援は親への支援と捉えて、家庭状況を理解しながら DV の存在もキャッチして、必要に応じて担当者につないでいる。
- 妻が夫のモラハラと離婚について相談をしたいと来所。女性相談として本人の辛さを傾聴し、別居や離婚を視野に入れることを提案した。その際、父親から母親へのモラハラだけでなく、子どもへの暴言等の心理的暴力が語られたため、女性相談の担当課から要保護児童対策協議会の対象事案につなぎ、子どもの学校等教育機関に共有した。定期的に子どもの状況や家庭での様子の確認を行なっている。DV については、本人が話さない限り認識されないことが多く、介入にまで行きつかないが、母親の“困り感”を読み取るなど、子ども虐待の世帯と DV 被害の世帯が重複していることが多いことを前提に対応する必要がある。そのため、女性相談対応の相談員と子ども支援の相談員は、DV、虐待双方の知識が求められる。
- 近隣から子ども虐待の疑いで通報があり、担当者が家庭訪問をすると、激しい夫婦喧嘩を目撃したため警察に通報。母は一時保護、子どもは別に児童相談所に保護された。母親には DV や虐待について認識がなかったが、DV 被害者として母親にも継続的に支援を行った。
- 子ども支援の対応から DV 被害者支援につながった事案があるが、本人による言及がなければ介入はできない。一方、DV 相談から子ども虐待が疑われて、子ども支援の担当課につないだ事案があったが、母親が虐待を疑われたことで DV 相談からも離れてしまったことがある。子ども虐待の対応は、相談者との信頼関係を損なわないよう慎重に対応する必要がある。
- DV が原因で離婚していた母親が、女性相談に来所し、元夫に付きまとわれないよう転居を希望。相談を受けていた母親が警察に連絡し、子どもを育てられないと訴えた。警察から連絡を受けた児童相談所が、子どもがネグレクト状況に置かれていたことを確認し、子どもを保護。母からの相談は途切れた。

III ま と め

DV は、被害当事者が本来持っているさまざまな力を奪います。被害当事者に子どもがいる場合、子どもも、DV 加害者・被害者間の関係に複雑に巻き込まれ、深刻な影響を受ける事例を、私たち「らいず」は、相談・支援活動を通して多数経験してきました。

「児童虐待の防止等に関する法律」(以下、児童虐待防止法)では、「児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力」(以下、DV の目撃)は、子への虐待にあたりと定義づけられています(第2条第4項)。DV と虐待を一体のものとして対応することが、被害の早期発見や再発防止につながることを実感しています。

市民にとって最も身近な市町村で、DV と子ども虐待へ一体的な支援の体制がどの程度整備されているのか、まずは現状を明らかにしたいとの目的で今回、アンケート調査に至りました。

その集計結果を、次の3点にまとめました。

1. 市町村によるDV・虐待に特化した「基本計画」策定と配偶者暴力相談支援センターの設置

2007年(平成19年)のDV防止法改正で、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」(以下、基本計画)の策定が、市町村の努力義務となりました(DV防止法第2条の3第3項)。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な方針」(平成25年、内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省)には、「地域に根ざしたきめ細かな支援のためには、都道府県のみならず、最も身近な行政主体である市町村の役割も大変重要である」と明記され、基本計画に含むべき項目を詳述しています。

今回のアンケート調査で、DV あるいは虐待に特化した「基本計画」等の有無を尋ねたところ、基本計画や条例を制定していたのは、次の通り3市町村にとどまりました。

- * 古河市虐待・DV 対策基本計画
- * 水戸市 DV 対策基本計画
- * 阿見町児童虐待、障害者虐待及び高齢者虐待並びに配偶者等からの暴力等の防止に関する条例

一方、多くの市町村は「男女共同参画基本計画」にDV 対応方針を、また「子育て支援計画」や「子育て支援プラン」に虐待対応方針を含んでいることが分かりました。

市町村の配偶者暴力相談支援センター(以下、配暴センター)設置は、「基本計画」と同様、2007年のDV防止法改正で市町村の努力義務となりました(DV防止法第3条第2項)。市町村による配暴センターは、DV 被害者が、身近な場所で継続的な相談・支援を受けられるだけでなく、住民票の異動、住民基本台帳の閲覧制

限の申請、生活保護の申請、就学児童の転校手続き等、複数の手続きをワンストップで受けることを可能にします。何より市町村の配暴センターも「配偶者からの暴力の被害者に係る証明書」を発行できることで、被害者が複雑な行政手続きや法的手続きを迅速に進めることを可能にし、多様なニーズを抱える被害者への「切れ目のない支援」が促進されます。

都道府県及び市町村による配偶者暴力相談支援センターの設置数は、2020年11月現在全国に296か所(内閣府男女共同参画局「配偶者暴力相談支援センターの機能を果たす施設一覧」)。うち、市町村による設置は123か所です。ちなみに隣県の栃木県では県1か所と市町村4か所、埼玉県では県2か所と市町村18か所を設置。茨城県では、県女性相談センターに1か所、及び古河市と水戸市が設置した2か所、計3か所で、近隣県に比べても少ない状況です。

「第4次茨城県DV対策基本計画(令和2年10月)」には、「市町村の配偶者暴力相談支援センターの設置の働きかけ」が明記され、2021年までに6か所の設置を目標にしています。今回のアンケート調査から、配暴センターをすでに設置している古河市、水戸市以外の市町村では、当面設置の予定がないことが分かりました。今後は、設置が進まない要因を調べ、市町村の人口規模や地理的分布も考慮した具体的な設置推進策を、県、市町村、関係機関が手を携え、さまざまなレベルで展開することが求められます。

2. DV と虐待の一体的な対応・支援について

今回の調査では、DV 事案から子ども虐待対応も行った事案の有無と、反対に、子ども虐待事案からDV 対応も行った事案の有無を質問しました。その結果、前者が5市町村(11%)であったのに対し、後者は11市町村(25.6%)で、虐待からDVにつなげた対応をした市町村の数の方が多い結果となりました。

アンケート調査後に実施した聴き取り調査で、この差異の背景に、DV と子ども虐待を同一の課で対応している市町村では、DV 被害者に子どもがいる場合、相談受付当初からDV と子ども虐待を一体的に対応していると説明した市町村もありました。そのため、女性支援と子ども支援を同一部署で行っていると回答した24市町村(54.5%)の中には、DV 事案と虐待事案を一体的に対応していることも想定されますが、今回の調査では、一体的な対応については正確には把握できませんでした。

2020年4月から8月にかけてのDV と子ども虐待の相談受理件数をみると、通告の義務がある子ども虐待の件数は、DV の相談受理件数に比べるとその市町村平均値で約6倍(DV

32.0件：虐待187.7)多くなっています。

全国の統計でも茨城県の集計でも、児童相談所が受理した児童虐待相談件数の約半数が心理的虐待(「本県の児童相談所における児童虐待相談対応件数等」茨城県、平成29年)で、その増加要因には、警察の通告によるDVの目撃が増えたことが指摘されています(「市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の整備に関する取組状況について」厚生労働省、平成31年1月)。今回のアンケート調査で、虐待事案からDV対応につなげたことがあると回答したのは11市町村でしたが、虐待相談受理件数のうち、半数を占める心理的虐待の中でDV目撃が増えている状況をみると、虐待対応からDV事案対応へとつなぐべきケースは、把握されている数より多く存在していることが読み取れます。

聴き取り調査から、DV被害女性が、DVの目撃やネグレクトも虐待にあたることを相談や支援の中で理解し、自身が虐待の加害者であると認識することで相談や支援から離れていくリスクも浮かび上がりました。また、多くのDV被害者が成人女性で、自らDV被害を窓口に訴えない限り、「被害者の意思の尊重」という名目でDV被害対応が遅れがちになり、一体的な対応が阻まれる可能性もあることが分かりました。

相談現場では、DV被害者がそれぞれのさまざまな理由で自分の被害を訴えにくい状況にあることを理解し、事案によっては「DV」を前面にださず、本人の健康支援や子どもの修学支援といった視点で、関係部署・関係機関が連携を組み、長期的に粘り強く支援を継続するような体制づくりが必要です。

3. 研修内容と機会について

DV被害者支援と子ども虐待被害者支援に関連する研修の機会について、大きく5つに分け質問しました。子ども虐待支援の根拠となる児童虐待防止法や児童相談所の機能については、「まあまああった」と「あった」を合計すると約6割となり、半数以上の市町村が研修機会を得ていたことが分かりました。これは、2016年の「児童福祉法等の一部を改正する法律」の施行を受け、児童虐待対応の制度変更が背景にあったことが考えられます。一方、DV被害者支援の根拠となるDV防止法や配暴センターの機能についての研修機会は、「まあまああった」と「あった」の合計でも3割弱で、DV被害者支援の基礎的な研修の必要性が分かりました。

また、DV、あるいは子ども虐待の特徴や支援の基本的知識については、どちらの領域でも研修の機会が比較的確保されている状況も分かりました。DVと虐待、両事案に共通して求められる支援のアプローチについては、民間団体が蓄積する知見を活用することも有効と考えます。

市町村の人口規模や相談担当者の配置などに違いはありますが、今後、専任職員、非常勤職員の枠を超え、さらには女性支援と子ども支援担当課の枠組みを超え、相互乗り入れの研修の機会を増やし、DV事案、虐待事案がそれぞれに重なって存在していることを想定し、主訴に隠れた被害の聴き取り手法、相談・緊急的介入・回復支援等の段階的な項目を網羅するフローチャートの作成なども体制整備の検討に加え、担当者の経験や能力だけに頼らない「支援の標準化」を進めることも重要です。

◆資料1 関係法令・関係資料等リンク先一覧

- ・「男女共同参画社会基本法」(内閣府男女共同参画室 HP)
https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/law/pdf/O1gender.pdf
- ・「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律」(内閣府男女共同参画室 HP)
https://www.gender.go.jp/about/danjo/law/no_violence/dvhou.html
- ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な方針」(内閣府男女共同参画室 HP)
https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/law/pdf/houshin.pdf
- ・「児童虐待の防止等に関する法律」(厚生労働省 HP)
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv22/O1.html>
- ・第4次茨城県DV対策基本計画(茨城県 HP)
http://www.kids.pref.ibaraki.jp/~kids/kosodate/related_plan/plan_dv/honbun.pdf
- ・「DV・児童虐待事案における配偶者暴力相談支援センターと関係機関との連携について(アンケート調査結果から)」(内閣府男女共同参画室 HP)
https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/r02_renkei.html
- ・「市町村の配偶者暴力相談支援センターの設置促進のための手引き」(内閣府男女共同参画局)
https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/torikumijirei/pdf/sokusintebiki.pdf
- ・古河市虐待・DV対策基本計画
<https://www.city.ibaraki-koga.lg.jp/lifetop/soshiki/kosodatehoukatusien/5/2075.html>
- ・水戸市DV対策基本計画
<https://www.city.mito.lg.jp/OO1245/kodomo/plan/p016309.html>
- ・阿見町児童虐待、障害者虐待及び高齢者虐待並びに配偶者からの暴力等の防止に関する条例
<http://www.town.ami.lg.jp/OO00002572.html>

資料 2 女性支援・子ども支援対応に関するアンケート調査票

NPO 法人ウィメンズネット「らいず」
女性支援（DV 事案）・子ども支援（虐待事案）対応に関するアンケート

当アンケートは、回答者が特定されない形で集計されます。ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。
ご返送先： FAX 029-222-5757 E-mail: support@npo-rise.info (PDF 添付にてお送りください)
ご返送締切：2021 年 1 月 7 日（木）

市町村名： _____ ご回答者： _____

(ご連絡先 TEL: _____ メール: _____)

1. 貴市町村における、女性支援、DV 事案対応、また、子ども支援、子ども虐待事案対応を担当する部署名を教えてください。複数ある場合は、該当する課をすべて記入してください。

- 1) 女性支援対応 _____
- 2) DV 事案対応 _____
- 3) 子ども支援対応 _____
- 4) 子ども虐待事案対応 _____

2. 貴市町村の女性支援（DV 事案への対応を含む）の体制についてお尋ねします。

1) 女性支援・DV 事案への対応に関わる基本計画、事業計画、条例等を策定していますか？

- はい いいえ
はい、と答えた場合

名称 _____ 策定年度 _____ 年度

2) DV 事案を含む女性支援に対応する専門の相談員は配置していますか？

- はい いいえ
→ はい、と答えた場合 専任職員 _____ 人 非常勤職員 _____ 人

3) 本年度（4 月～11 月）の女性相談の受理件数と、その中の DV 相談件数を教えてください。

→ 相談受理件数(総数) _____ 件、内 DV 相談件数 _____ 件 (DV 事案実数 _____ 件)

4) 配偶者暴力相談支援センターの設置について、計画がありますか。

- はい (具体的な設置目標年度がある _____ 年度) いいえ すでに設置している

5) 県の配偶者暴力相談支援センターに一時保護を含めてつないだケースは、本年度（4 月～11 月）ありましたか？

- はい いいえ
→ はい、と答えた場合 _____ 件 (例年に比べて 増えた 減った 同じ程度)

6) 他県のシェルター・母子生活支援施設に、一時保護を含めて直接つないだケースは、本年度（4 月～11 月）ありましたか？

- はい いいえ
→ はい、と答えた場合 _____ 件 (例年に比べて 増えた 減った 同じ程度)

7) DV 事案として当初に対応しながら、後から、子ども虐待事案としても対応したケースは、本年度（4 月～11 月）ありましたか？

- はい いいえ
→ はい、と答えた場合 _____ 件 (例年に比べて 増えた 減った 同じ程度)

8) 本年度（4 月～11 月）に対応した DV 事案のケース会議に、貴部署以外のメンバーが出席しましたか？

- はい いいえ ケース会議を開催していない
→ はい、と答えた場合、ケース会議に入った部署名あるいは外部の機関・組織の種類（例：医療機関、母子生活支援施設、等）を教えてください。

3. 貴市町村の子ども支援（こども虐待事案への対応を含む）の体制についてお尋ねします。

- 1) 子ども支援・子ども虐待事案への対応に関わる基本計画、事業計画、条例等を策定していますか？
 はい いいえ
 はい、と答えた場合
 名称 _____ 策定年度 _____ 年度
- 2) 子ども虐待事案を含む子ども支援に対応する専門の相談員は配置していますか？
 はい いいえ
 → はい、と答えた場合 専任職員 _____ 人 非常勤職員 _____ 人
- 3) 本年度（4月～11月）の子ども支援相談の受理件数と、その中の虐待相談件数を教えてください。
 → 相談受理件数(総数) _____ 件、うち虐待相談件数 _____ 件（虐待事案実数 _____ 件）
- 4) 県の児童相談所につないだケースは、本年度に入っていましたか？
 はい いいえ
 → はい、と答えた場合 _____ 件（例年に比べて 増えた 減った 同じ程度）
- 5) 子ども虐待事案として当初に対応しながら、後から、DV事案としても対応したケースは、本年度（4月～11月）ありましたか？
 はい いいえ
 → はい、と答えた場合 _____ 件（例年に比べて 増えた 減った 同じ程度）
- 6) 本年度（4月～11月）に対応したこども虐待事案のケース会議に、貴部署以外のメンバーが出席しましたか？
 はい いいえ ケース会議を開催していない
 → はい、と答えた場合、ケース会議に入った部署名あるいは外部の機関・組織の種類（例：医療機関、児童養護施設、等）を教えてください。

4. 関連する法律や県の基本計画、支援制度、支援の手法について、担当課職員の学習や研修の機会がどの程度あったか、当てはまる数字に○をつけてください。また、そうした機会の主催者を教えてください。

- | | 十分にあった | まあまああった | あまりなかった | 全くなかった |
|---|--------|---------|---------|--------|
| 1) DV 被害者支援の根拠となる法令や基本計画に関すること(DV 防止法、県 DV 基本計画、配偶者暴力相談支援センターの機能、等) | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 2) DV の特徴や DV 被害者への支援に関する基本的な知識について | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 3) 子ども虐待支援の根拠となる法令や基本計画に関すること(児童虐待防止法、県児童虐待対策基本方針、児童相談所の機能、等) | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 4) 子ども虐待の特徴や虐待被害者への支援に関する基本的な知識について | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 5) DV や子ども虐待が被害者にもたらす心理的な影響や心理的な回復支援に関する知識について | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 6) これまで担当者が参加した学習会や研修会的主催者を教えてください。
<input type="checkbox"/> 自身の市町村 <input type="checkbox"/> 県女性相談センター <input type="checkbox"/> 県児童相談所 <input type="checkbox"/> 茨城県警察本部
<input type="checkbox"/> らいず <input type="checkbox"/> その他 (_____) | | | | |

5. DV や子ども虐待の被害者への支援について、日ごろから感じていることがあれば自由に記載ください。

ご協力、ありがとうございました。

編集・発行 NPO 法人 **ウィメンズネット「らいず」**

TEL: 029-221-7242 FAX: 029-222-5757

URL: <http://www.at-ml.jp/71029/>

お問い合わせ: support@npo-rise.info

©NPO 法人ウィメンズネット「らいず」

無断での転用・転用を禁ず

※この冊子は、令和 2 年度茨城県配偶者暴力被害女性支援事業の委託費を活用して作成しました。